

## 令和4年度 会派「ひかり」管外研修報告書

報告者：西田 真

1. 研修月日：令和4年5月18日（水）～19日（木）
2. 研修場所：滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号  
及び課題 全国市町村国際文化研修所（J I AM）  
（国際文化アカデミー）  
令和4年度市町村議会議員研修「2日間コース」  
（1）自治体決算の基本と実践・・・武庫川女子大学教授  
金崎 健太郎 講師  
（2）行政評価を活用した決算審査・・・静岡県立大学経営情報学部教授  
小西 敦 講師
3. 受講者：  
全国から地方議員 61名参加  
豊岡市議会から4会派 計7名参加、  
【ひかり】西田 真、太田智博議員、義本みどり議員  
【豊岡市議会公明党】竹中 理議員、芦田竹彦議員  
【会派おおぞら】前野文孝議員  
【つなぐ】前田敦司議員
4. 研修内容  
1日目  
  
（1）自治体決算の基本と実践・・・武庫川女子大学教授  
金崎 健太郎 講師  
  
1) 民間企業と自治体の決算とは  
①民間企業では、収益を確定させること。（決算重視）  
②自治体では、収益をあげるためではなく、予算通りに正しく事業が執行されているか審査を行う。（予算重視）  
  
2) 自治体決算とは  
決算：一般会計年度の歳入歳出予算について作成する確定的な計数表（法233）  
①歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果の調査、その適否を見る。  
②次年度予算の執行の際の指針となる。

## ●議会の認定までの流れ

- 予算の執行終了（出納閉鎖）5月末
- 歳入・歳出の整理・集計
- 決算書類の作成
- 監査委員の審査 7月～8月
- 議会の審査
- 議会の認定 9月議会（12月議会）

※仮に決算が「不認定」となっても、すでに執行した収支は有効である

☆市・町長は政治的、道義的責任を取ることになる。

※決算の評価を次年度予算に反映させることが重要だが、1年遅れてしまうことが課題である。

## ●決算審査をする書類

### ①歳入歳出決算書

[歳入]

[歳出]

### ②収入未済額・不納欠損額

収入までの流れ：調定⇒納入通知⇒収納

調定：市・町長が歳入内容を調査し、徴収金額を決定（法 231）

収納：出納機関において現金を受領

[収入未済額]：調定され、出納閉鎖期日（5月31日）までに納入されたもの。

[不納欠損額]：調定された歳入で、徴収できないと認定されたもの。

- ・債務者が無資力で履行延期の特約をし、当初の履行期限から10年経過し、なお無資力で弁済の見込みがない場合（施行令 171 の 7）、債権の消滅時効（法 236）など。

[収入未済額]：調定されたが、出納閉鎖期日までに納入されなかったもの。

### ③支出済額・不用額

[一般会計歳入歳出決算書事項別明細書]

- ・予算どおり支出した額（支出額）
- ・支出しなかった額（不用額）

### ④翌年度に繰り返すべき財源

[継続費逡次繰越額]

- ・予算の一部として、数年にわたって実施する事業について、事業名、総額、年割額を計上。当該年度で執行残が出れば、逡次繰越、複数年度で執行可。（法 212）

### ⑤[繰越明許費繰越額]

- ・予算の中で、年度内に支出を終わらない見込みのある事業について、翌年度に繰り越して支出することをあらかじめ定めた経費。（法 213）

### ⑥[事故繰越し繰越額]

- ・年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用。（法 220③）

### 3) 決算を用いた財政診断

#### 財政診断に活用できる資料

##### 〈それぞれの市町村で公表〉

- ①財政状況の公表資料
- ②決算関係資料（主要な施策の成果を説明する書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、監査委員意見書）
- ③定員・給与関係公表資料
- ④出資法人等の経営状況の議会報告
- ⑤行財政改革に関する資料
- ⑥財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）など

##### 〈総務省による公表〉

- ①財務状況資料集（財政比較分析表、ほか）
- ②市町村決算状況調
- ③全市町村の主要財政指標
- ④類似団体別市町村財政指数表
- ⑤給与情報等公表システム
- ⑥地方公営企業決算
- ⑦第三セクター等の状況調
- ⑧公共施設状況調 など

#### 普通会計について

- ①統計上、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分

#### 実質収支

##### ～歳入と歳出の収支は合っているか～

- ①形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額
- ②実質収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度への繰越財源
  - ・黒字か赤字かを判断する際を中心
  - ※令和2年度決算で実質収支が赤字の市町村は1団体
- ③実質収支比率 = 実質収支額 / 標準財政規模 × 100
  - ※標準財政規模：その自治体の標準的な一般財源の総額
  - ※目安として3～5%程度が望ましい。豊岡市は4.4%
- ④単年度収支 = 実質収支 - 前年度の実質収支
  - ・実質収支を前年度と比較。
  - 増⇒その年度では現金が余った。
  - 減⇒その年度では現金が減った。

※単年度収支には次のような要素が加味されている。

- ・歳入増となるため現金が余る方に働くが、実質的に余る要因とはいえないもの＝財政調整基金の取崩し
- ・歳出増となるため現金が不足する方に動くが、実質的に不足する要因とはいえないもの＝財政調整基金への積立、地方債の繰上償還単年度の現金の実質的な過不足額を把握

⑤実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額

※実質単年度収支の赤字が継続⇒次第に財政が危険水域へ

⑥財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額 過去3年間の平均値

- ・財政力指数が高い⇒留保財源が大⇒財源に余裕

※豊岡市は 0.39 兵庫県内 41 自治体内 33 番目

⑦普通交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

※必要な分の中で足りない分を国が交付して賄っている

⑧経常収支比率 = (経常経費充当一般財源 / 経常一般財源) × 100

- ・地方税、地方交付税、地方贈与税など経常的な収入である一般財源（経常一般財源）のうち、どの程度が経常的な経費にとられているか→政策的な経費などに回す余裕はどの程度あるのか

※目安として75%程度が望ましい。令和2年度全国平均93.8%、市区町村平均93.1% 豊岡市は94.9%

⑨健全化判断比率

- ・実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・実質公債費比率：一般会計等が負担する元利金償還金及び準元利金償還金の標準財政規模に対する比率
- ・将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき、地方債現在高や退職手当支給予定額等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- ・資金不足比率：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模に対する比率

※実質公債費比率、令和2年度全国平均は7.8%、25%は早期健全化基準、35%は財政再生基準、経営破綻した（財政再生団体）夕張市は70%だった。豊岡市は13.8%

※夕張市の一般会計は健全だったが、特別会計及び第三セクターで借り入れが多かった。

#### 4) 決算をチェック

##### 令和2年度西宮市決算

西宮市の決算を、各種数値をグラフ化した資料を考察しながら分析、検討を行っ

た。健全であった財政状況が、阪神淡路大震災の被災からの復旧のために大きな負担となり、その後は健全化に向けて努力された状況が見て取れた。棒グラフにするなど財政状況の推移を分かりやすくすることが必要だと感じた。

#### 5) 決算のチェックポイント

以下を各項目に分類し、5箇年程度の動向を見る。

- ・ポイント1 決算規模（全体の鳥瞰図を得る）  
一般会計を中心に、対前年度の伸び率、金額の増減と主要な要因に着目
- ・ポイント2 歳入の状況：特に一般財源の増減に注目  
市税、譲与税・交付金・交付税、国県支出金、使用料及び手数料、諸収入、市債、その他
- ・ポイント3 税収の動向  
市税の推移：個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、その他
- ・ポイント4 歳出費目（目的別）：その増減と要因に着目  
総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費、公債費、その他
- ・ポイント5 歳出費目（性質別）：特に義務的経費の状況に注意  
人件費、扶助費、公債費、投資的経費、物件費、補助費等、繰出金、その他
- ・ポイント6 特別会計の決算状況  
国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業、その他
- ・ポイント7 基金の残高  
基金現在高の推移：財政基金、減債基金、その他
- ・ポイント8 市債の状況  
市債の元金返済額と借入額の推移、市債現在高の推移
- ・ポイント9 財政指標の動向  
経常収支比率の推移、財政力指数の推移

## 4. 研修内容

2日目

(2) 行政評価を活用した決算審査・・・静岡県立大学経営情報学部教授  
小西 敦 講師

### 1) 行政評価の基本

- ・地方自治体の行政評価を規定する国法は存在しない  
⇒実施・非実施を含めて地方自治体の自由⇒評価制度の設計も自由
- ・評価主体：自己評価（主流）・外部評価⇒議会の位置付けがポイント
- ・法的根拠：条例・条例以外
- ・政策評価導入の目的：
  - a 国民に対する行政の説明責任の徹底

- b 国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- c 成果重視の行政への転換
- 評価対象の政策体系におけるレベル：
  - a 政策（基本構想）
  - b 施策（受本計画）
  - c 事務事業（実施計画）
- 政策評価の観点：
  - a 必要性（目的の妥当性、行政が行う必要性）
  - b 優先性（ニーズに対する緊急性がどの程度か）
  - c 有効性（得ようとする効果と得られている効果の関係）
  - d 効率性（効果と費用等との関係、フルコスト計算）
  - e 公平性（不公平にならないためにどのようなルールで事業推進されているか）
  - f 合规性（法令を遵守出来ているか）
  - g 総合性（関わるメンバーそれぞれの能力が発揮出来ているか）
- 密接関連事項：
  - a 地方創生（地方創生総合戦略や地方創生交付金事業の具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績評価指数(KPI)を設定する必要がある）
  - b EBPM（特にコロナ感染症対策として各自治体に対して交付した地方創生臨時交付金など、地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の用途などの比較検証を行うことになっている）

## 2) 政策評価の現状

法的根拠：条例の有無

- 行政評価を条例に規定している自治体は、都道府県（47）、指定都市（19）、市区町村（1,033）、合計（1,099）の内17.9%と非常に少ない。
- 行政評価の根拠条例（例：宮城県、千葉県浦安市）
- 議会基本条例の中に行政評価を明文化（例：北海道夕張郡栗山町、福島県会津若松市、静岡県富士市、東京都武蔵野市）
- 議会の行政評価への関与は、都道府県（47）、指定都市（19）、市区町村（1,033）、合計（1,099）の内、審査が1.3%、議会への報告・説明が30.6%、資料配付が24.0%、関与なしが40.5%、その他が39.0%と少ない。

## 3) 静岡県藤枝市の事例紹介

- ①市長と議員は、住民の直接選挙により選ばれており、住民の代表である長と議会の二元代表制。
- ②議会の重要な機能・役割
  - 地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機関
  - 執行機関を監視・評価する機能

### 〈決算特別委員会〉

- a 決算審査の対象となる前年度の決算を総括的に審査する。併せて、市民目線にたち事業に無駄がないか、市民サービスが向上しているかどうかを主眼に、市の主要な事業について、その成果や課題を整理し施策の評価を行っている。また、この施策の評価を踏まえ市民の意思を的確に次年度予算へ反映することが出来るよう、次年度の予算編成及び施策（事業）の実施に向けた執行部への提言を行っている。
- b 毎年6月定例会月議会において委員会を設置し、9月定例会月議会までに事業評価の対象事業を抽出する。（抽出する事業数は年度により異なる。直近は18件）

#### ※《抽出のポイント》

- 新規事業・長期継続事業
  - 市長マニフェストなどに掲げられた重点事業
  - 藤枝市総合計画等における主要事業
- c 9月定例会月議会において、4日間の委員会日程の中で、通常の決算審査と抽出した事業の評価を行う。
  - d 9月定例会月議会閉会后、事業評価を踏まえ次年度の予算編成に向けた政策提言をまとめ、10月下旬までに市長へ提言書を提出する。

## 4) 事前質問

参加の各市町議会から、事前アンケートによる質問がありましたが、回答は事前アンケート集計表及び講義中でご紹介した事例などをご参考になさってくださいとのこと。その中で2市議会の問いに対する回答・解説があった。

### ①小山市議会

【問い】 地方公会計制度、行政評価制度を活用していくために、執行部や議員間での理解・合意形成が必要と考えますが、どのようなことに注意して取り組んでいくべきかアドバイスをお願いします。

【答え】 例えば、地方創生の「総合戦略」や個々の事務事業の KPI（重要業績指標）の適否や成果状況の確認など、交付金等を受けるためには、いずれにしても行わなければならないことから、開始していくことも一案ではないでしょうか。

### ②厚木市議会

【問い】 行政評価等を活用した決算審査で、どのように効果を客観的に判断すればいいのか。

【答え】 執行機関側が作成した行政評価等を基礎とするのであれば、例えば、設定されている成果指標の達成度を確認し、それを分析するという方法があるのではないのでしょうか。そのほかに、成果指標そのものの是非やその設定理由を資しても良いですし、事務事業が成果にいたるロジックなどを資することも

あると思います。

議会独自の行政評価を行う場合には、議員間で設定すべき成果指標を何にするかなどの合意を得ておくことが良いのではないのでしょうか。

#### 5) グループ討議 ～議会と行政評価の関係について～

全国議長会の標準型を作るとしたら、藤枝市タイプとすべきか、別のタイプにするかについてグループ討議を行った。

- ・運営者から選定された1グループ3～4人で、他市町の議員とそれぞれの考え方、意見を尊重しながら話し合った。
- ・他グループの発表でも、藤枝市タイプ、別のタイプ、それぞれの意見を聞き、とても参考になった。

#### 【感想】

今回の管外視察は、大津市の全国市町村国際文化研修所で、金崎講師による「自治体決算の基本と実践」及び小西講師による「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」を受講した。

決算審査について改めて理解することも出来、9月定例会議会ではより深い審査が出来るように感じたとても有意義な研修だった。また、全国の他市町の議員の方々と交流を通して、それぞれの先進的な事を話し合うなど、また参加したいと思える、とても良い研修であった。

#### <研修中の様子>



西田 真



太田智博議員



義本みどり議員